

いわき市医療提供体制整備補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市における医療提供体制を確保するため、特定診療科（医療体制の確保上、不足している診療科で市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）の診療を始める病院等（病院又は診療所をいう。以下同じ。）を運営する法人等に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

**第2条** この要綱において、補助の対象となる者は、特定診療科（現に、この要綱により補助を受けたことのある同一の特定診療科を除く。）に係る診療を行おうとする市内の病院等を運営する法人等とする。

2 この要綱において、補助の対象となる経費は、別表に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) いわき市医療施設等設備整備補助金交付要綱（平成19年3月23日制定）に基づく補助を受けた経費

(2) 病院会計準則の改定について（平成16年8月19日医政発第0819001号）に規定する医療消耗器具備品費に該当する器械又は器具の購入に要した経費

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、1 特定診療科につき別表に定める経費に係る額（250万円を上限とする。）とし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請の添付書類)

**第4条** 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 診療の用に供する施設を新設し、又は改修する場合 建物平面図（改修にあつては、改修前後の平面図）及び設計見積書（工種別内訳書及び工種別明細書を含む。）

(2) 診療の用に供する機器を購入する場合 見積書（カタログを含む。）及び購入理由書

(実績報告の添付書類)

**第5条** 規則第12条第2号に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 診療の用に供する施設を新設し、又は改修する場合 工事等請負契約書の写し、工事内訳書及び工事竣工までの写真（改修にあつては、改修前の写真を含む。）

(2) 診療の用に供する機器を購入する場合 契約書の写し又は納品書及び請求書の写し。納品等にあたり検収したことを証する書面の写し及び納品完了の写真

(補則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年6月27日から実施する。

**別表**（第2条及び第3条関係）

補助対象経費
特定診療科の診療を行うために要する経費のうち、次に掲げる経費
(1) 診療の用に供する施設の新設又は改修に要する経費
(2) 診療の用に供する機器の購入に要する経費